

MIO PRESS

LAW OFFICE
夏号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.15
2021.07



抽選で**30名**様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



特集①
Special Feature

同一労働 同一賃金規制について

- 連載 **知っ得! 交通事故**
- ご存知ですか? **最新情報! 建設アスベスト訴訟**
- 特集② **LINEの個人情報流出問題とは**

- 刑事事件入門 **身近な行動「これって犯罪?どんな罪?」**
- 支店便り **デジタル地域通貨が商店街を救う日**
- リガサポ! **公正証書のススメ**

オンライン相談のご案内



- 対象分野
- 離婚問題
 - 遺言・遺産相続
 - 交通事故
 - 企業法務
 - アスベスト被害

取扱分野や相談内容により、オンライン相談をお受けできる条件が異なります。詳しくはホームページをご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください。



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は
なやむなみお
0120-7867-30
通話料無料

(業務分野) 交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日 / 9:00~20:00 土曜日 / 10:00~18:00 受付時間:月~土曜日 / 9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00	

読者アンケートプレゼント実施中!



皆様のご要望にお応えして

「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから



抽選で
30名様に
プレゼント!

アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切 / 2021年9月30日(木) ※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いします

- アンケートの回答にご協力をお願いします
- Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
- 同一労働同一賃金規制について
 - 知っ得! 交通事故
 - LINEの個人情報流出問題とは
 - 支店便り
 - 刑事事件入門
 - 事務局通信
 - リガサポ!
- Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
- 交通事故
 - 離婚(男女)問題
 - 借金問題
 - 労働問題
 - 刑事事件
 - 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 - 企業法務
 - その他
- Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題などを教えてください
- Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなどを教えてください

アンケートにご協力いただきありがとうございました。



同一労働同一賃金 規制について

特集①
Special Feature

では、いかなる場合に、不合理な待遇の格差があるといえるのでしょうか。

まず、この不合理な格差とされるかの判断は、基本的には年収総額の比較ではなく、各賃金項目ごとに個別に比較して判断されます。使用者側としては、支給総額の均衡が取れてさえいけば不合理な労働条件の相違ではない、と主張したくなるでしょうが、そのような判断の仕方はされません。

たとえば、住宅手当は住宅手当ごとし、給食手当は給食手当ごとし、皆勤手当は皆勤手当ごとしで比較のうえ、不合理な格差と認められないかの判断がされ、総額でバランスが取れていること自体は必ずしも重視されません。

そして、単に非正規社員だからとか、将来期待される役割が異なるからといった主観的・抽象的な理由では、格差がある合理的な理由にはなり得ないとされています。

具体的に最高裁判所において問題になった事案では、例えば、次のように手当てごとに個別に判断がされています。

住宅手当について

当該会社では、正社員にのみ住宅手

同

一労働同一賃金という言葉を用いて、報道などでお聞きになっている方も多いのではないのでしょうか。いわゆる同一労働同一賃金については、パートタイム・有期雇用労働法第8条及び第9条に規定されています。これは、中小企業においては、2021年4月1日から施行がスタートしています(大企業においては既に2020年4月1日から施行されていました)。

我が国で大多数を占める中小企業における施行がスタートしたことで、同一労働同一賃金はタイムリーな話題となっています。しかも最近になって、メトロコマース事件、大阪医科薬科大学事件、日本郵便事件といった事件で立て続けに最高裁判所の判断が示されたことにより、注目を浴びています。

さて、一般の方もよく耳にするようになり、中小企業経営者も対応が求められるこの同一労働同一賃金とは、どういったルールなのでしょう。ここでは同一労働同一賃金について解説をします。同一労働同一賃金の規制には、大きく分けて「均等待遇」の規制と「均衡待遇」の規制があります。

「均等待遇」とは、非正規社員について

年末年始手当について

当該会社では、正社員に対してのみ年末年始手当が支給されていました。年末年始手当は、業務の最繁忙期であり多くの労働者が休日として過ごしている期間に、業務に従事したことに対して支給される対価の性質を持つものであるとされました。この他に業務内容や業務難度にかかわらず一律に支給されていることも考慮すると、支給の趣旨は契約社員にも該当するものとされ、正社員のみの支給は不合理な格差と判断されています(日本郵便東京・大阪事件)。

夏期冬期休暇について

正社員に対してのみ夏期冬期休暇が与えられていた事案において、夏期冬期休暇が与えられているのは、年次有給休暇等とは別に労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図るという目的によるものであって、正社員の勤続期間の長さに応じて定まるものともされていないことから、その趣旨は契約社員についても当てはまるとされました。このため、契約社員に与えられてい

て、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲(以下「変更の範囲」といいます)が、正社員と同一であれば、非正規社員であることを理由として差別的取扱いをしてはならず、同一の待遇とすべきというものです。

他方、「均衡待遇」とは、職務の内容及び配置が異なるとしても、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して、不合理な待遇の格差があつてはならないとするものです。

①職務の内容及び②変更の範囲が同一であつて、「均等待遇」の問題とされてしまえばそもそも一切の格差が許容されなくなります。他方、これらが同一ではなく、「均衡待遇」の問題なのであれば、一定の格差があつても、それが不合理でない程度であれば許容されるということになります。

多くのケースでは、非正規社員の職務の内容及び変更の範囲が正社員のそれと異なること自体は明白で、待遇が全くの同一でないことには問題はない(「均等待遇」の問題は生じない)が、果たしてその格差が不合理な待遇の格差ではないか(「均衡待遇」の規制に反しないか)といった形で問題となっています。

ないのは不合理な格差であるとされています(日本郵便佐賀事件)。

これらの他にも、これまで無事故手当、作業手当、精動手当、家族手当、役付手当、扶養手当、賞与、退職金等が問題となり、裁判所で判断がなされています。

ただ、これらは各々の会社の実情に応じて個別具体的に判断されますので、他の会社における裁判所の結論がそのまま自社に適用されるものではありません。たとえば、上記の住宅手当でいえば、もし転動のない正社員に対しても住宅手当が支給されていたのであれば、正社員だから住宅に要する費用が高額になるという理屈は立たず、格差が不合理であるとの結論があり得るわけです。

これらの点で違反が認められた場合は、損害賠償請求の対象となります。

中小企業においても施行がスタートしている以上、すべての企業に対応の必要があるといえます。従来は当たり前であった非正規社員と正社員間の待遇格差には、現在ではそれなりの理由があることが求められています。



弁護士
倉田 壮介
Souseke Kurata

令和3年5月17日、建設アスベスト訴訟の最高裁判決が言い渡されました。これを受けて、国は、今後、対象となる被害者やその遺族に対し、一定の給付金を支給する制度の創設を検討しています。

■対象となる被害者(概要)

- ①昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に屋内建設作業(屋内吹付作業を含む)に従事した方(一人親方を含む、吹付作業については昭和47年10月1日以降)
- ②上記①により石綿肺、中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水などの石綿関連疾患に罹患した方

■給付金の金額

- 石綿肺 / **550万円～1,150万円**
- 中皮腫・肺がん・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水 / **1,150万円**
- 石綿関連疾患による死亡 / **1,200万円～1,300万円**

※喫煙歴や石綿粉じんばく露期間によって減額がされる場合があります。

以上は、国の責任との関係での給付金制度になりますので、別途建材メーカーから損害賠償請求金が受け取れる可能性があります。

アスベストのご相談は「みお」まで

現在、当事務所では、アスベスト健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、石綿工場で就労されていた方については、国や企業に対して多数の訴訟を提起しております。

過去にアスベストを取り扱う業務に従事し、石綿肺、肺がん、中皮腫などに罹患された方、またはそのご家族の方がいらっしゃいましたら、是非、当事務所にご相談ください。

お問合せ・ご相談は

0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土) / 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
<https://www.miolaw.jp/asbest/>



ご存知ですか?

最新情報! 建設アスベスト訴訟



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

知っ得!

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故

弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の羽賀です。今回は交通事故に遭ったときの加害者の任意保険がテーマです。

一 加害者の任意保険

自動車事故の被害に遭ったときは、加害者の自賠責保険から補償を受けることができますが、それでは賄えない損害が発生したときは、加害者の任意保険から補償を受けることになります。具体的には、物損の部分は対物賠償責任保険、怪我の部分は対人賠償責任保険が適用されます。加害者側の任意保険には他の種類のものもありますが、今回は、交通事故の被害に遭ったときに出てくる保険の代表であるこの2つの保険について見ていきたいと思います。

一 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険は、交通事故で生じた物損を補償するための保険です。修理費や代車料等の支払いを受けることができます。自賠責保険は物損が対象外であるため、物損を補償する保険として多くの自動車で契約されています。多くの場合、補償額無制限で、任意保険会社による示談代行付きとなっています。

す。その場合、物損の交渉窓口は任意保険会社となり、多くの場合、スムーズな支払いを受けることができます。特に、被害者の過失割合が0%の場合、修理費や代車料は、対物賠償責任保険会社と業者の話し合いで決着し、保険会社から業者に直接支払われることが多いため、被害者の手続き負担が少なく済むといえます。

一 対人賠償責任保険

対人賠償責任保険は、交通事故で生じた人損を補償するための保険です。治療費・交通費・休業補償・慰謝料などの支払いを受けることができます。自賠責保険は、交通事故で発生した人身傷害について最低限の補償をする保険であるため、自賠責保険で補償しきれない人身傷害が生じることは少なくありません。そのような場合に備える保険として、対人賠償責任保険は多くの自動車で契約されています。物損の保険と同じく、多くの場合、補償額無制限で、任意保険会社による示談代行付きとなっています。その場合、人損の交渉窓口は任意保険会社となり、ある程度スムーズな支払いを受けることができます。支払いがスムーズになる一例として、

対人賠償責任保険があると、一般的に治療費が保険会社から直接病院に支払われるというものがあります。被害者にとってみると、窓口で治療費を支払い、領収証を添付して支払った治療費分を請求するという手間がなくなります。ただ、治療費がどれくらいかかっているかが見えにくくなりますので、治療費が高額になる恐れがあります。被害者にも過失がある場合は、治療費が高くなるほど示談の際に受け取ることができる賠償金が減ってしまいますので、治療費がどれくらいかかっているか気にかけておいたほうがいいといえます。

なお、対人賠償責任保険があっても、慰謝料についての交渉の場面などで問題が生じることはよくあるといえますので、留意は必要です。

今回は、加害者の任意保険についてお話ししました。次回は、交通事故の被害に遭ったときに使える弁護士費用保険についてお話ししたいと思います。



LINEの個人情報流出問題とは？



弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuichi Ishida

1 はじめに

2021年3月17日、「LINE」個人情報流出」という言葉が、世間をにぎわせました。19日には総務省がLINEの行政サービスを停止し、31日には、LINE社が個人情報保護委員会の立ち入り調査を受ける事態にまで発展しました。誰もが知るサービス「LINE」に、いったい何が起きたのでしょうか。

2 何が問題になったのか

特に問題とされたのが、LINEのトークのテキストや画像などの一部が、中国の委託先企業からアクセス可能な状態になっていたことです。この記事の執筆時点では、実態調査が進められている途中ですので、詳細については明らかになっていません。

3 個人情報保護法違反なのか？

個人情報保護法との関係で問題になるのが、平成29年の法改正で新たに導入された「個人データの越境移転規制」というルールに違反していないか、です。

個人データの越境移転とは、データベースで管理されている個人情報を、海外に持ち出すことです。個人情報が海外に持ち出されてしまうと、仮にその個人情報が不正利用されても、日本の法律で取り締まることが難しくなります。そこで、「このような海外への持ち出し行為を厳しく取り締まる」というのが、「個人データの越境移転規制」の基本的な考え方です。

このルールの下では、「データベースで管理されている個人情報を海外の企業に提供することは、たとえその企業が委託先であったとしても、原則として認められません。ただし、その委託先企業との間で「個人情報をきちんと管理するよう」に「体制づくりをしていれば、例外的に、「個人データの越境移転規制」が適用されないことになっています。「個人データの越境移転規制」が適用されなければ、委託先に対してこのような個人情報を提供しても、原則として違法にはなりません。

さて、それでは、LINEが個人情報保護法に違反していたのかどうかについてですが、それは、この記事の執筆時点では分かりません。なぜなら、委託先企業との間で「個人情報をきちんと管理するよう」に「体制づくりをしてい

どうか、まだ分かっていないからです。個人情報保護委員会の立ち入り調査が入った目的の1つは、このような体制づくりがどこまでされていたかを調査することにあると考えられます。

4 個人情報保護法違反は他人事ではありません

平成29年の法改正で、個人情報を1件でも扱っていれば、個人情報保護法が適用されることになりました。また、令和2年の法改正で、個人情報を漏えいしてしまった場合の報告義務など、新しいルールが導入される予定です。個人情報保護法については、常に最新の情報をアップデートしておかなければ、思わぬところで「その個人情報管理は違法ですよ」と指摘を受けてしまうかもしれません。

LINEの問題を他人事と思ってしまうのではなく、「うちの会社でも何か個人情報保護法に違反してはいないか」という視点を持つておくことが重要です。

当事務所では、個人情報保護法に関する法的サポートにも注力しています。お困りのことがございましたら、お気軽に弁護士にご相談ください。

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。



より身近に、より便利に——WEB法律相談サービス

「Web Lawyers」

ウェブ・ロイヤーズ

Web会議で相談

× チャットツールも活用

WEB会議(テレビ会議)とチャットツールだけで、当事務所の弁護士と法律相談を受けることができる、法人・個人事業主様限定のサービスをご用意しました。



ライト顧問プラン

月額

1万円

(税別)



Case 2

ごみを野焼きする

私は香川県の田舎の出身ですが、小さい頃には、田畑の隅っこでごみを野焼きしているような光景が当たり前の環境で育ちました。また、私に通っていた小学校には、運動場の端っこに、ブロック塀に囲まれた「ごみ焼却場」があり、掃除の時間にごみを持っていけば、先生が燃やしてくれる…という慣習がありました。しかし、今ではこれらは「廃棄物処理法違反」という犯罪になる可能性があります。平成13年4月か

Case 3

子犬を段ボール箱にいれて「いい人に拾ってもらいなよ…」と置いておく

またもや思い出話ですが、私が初めて犬を飼ったのは、祖父が捨てた犬を拾ってきたことがきっかけでした。ある朝、職場の入口に段ボールに入った犬と少ない餌が置いてあったと言います。当時の私にとっては貴重な愛犬との

ら、一定の要件を満たす場合を除き、廃棄物の野外焼却処理は禁止されました(廃棄物の処理及び清掃に関する法律16条の2)。違反すると、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰、またはその両方が科せられる可能性があります。今も、農業者の稲わらの焼却については例外とされていますが、家庭ごみなどを混ぜて燃やすと違法です。たき火やキャンプファイヤーについても、木くずや木の葉を燃やしてもよいですが、家庭ごみを燃やすのはNGです。そういえば、卒業後に小学校に遊びに行くとき、ごみ焼却場はなくなっていました。今となつては、法改正の影響だったと理解できます。



出会いはしたが、もちろん、今では犬を捨てることは犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護法」といいます。)では「愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とされています。ちなみにこの法律では、「遺棄」は「捨てる」だけでなく、動物に対する暴行や、給餌や給水をやめること、不適切な飼養で衰弱させること等にも罰則が定められています。ちなみに、弁護士になってしまった私は、私の祖父の行動につき「遺失物横領なのでは?」それって届出とかい

らないの?」と細かいことを気にするようになってしまいました。この点、飼い主が所有権を放棄していれば犯罪にはなりません。これが迷子犬の場合には遺失物横領になる可能性は当然あります。また、届出関係については、犬・猫については通常の遺失物と違って警察に届け出るのはなく(遺失物法4条3項)、都道府県の保健所や動物愛護センターなどへ届出をしたうえで引き取ってもらうこととなります(動物愛護法35条3項)。譲受けを希望して協議することは可能なようです(同法35条4項)。

ちなみに、法改正などもあり、最近では犬・猫へのマイクロチップの装着が進んでいます。調べれば飼い主が判明することもありますが、やはり今の時代であれば、捨て犬を見つけても、私の祖父のようにそのまま持ち帰るのではなく、一度は都道府県に届け出たほうがよいように思います。

下のQRコードからバックナンバーをご覧ください



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>



刑事事件入門

身近な行動「これって犯罪?どんな罪?」



弁護士 大畑 亮祐
Ryosuke Ohata



んには、弁護士の大畑です。

新春号にて、違法グッズの問題を取り上げましたが、これに限らず、世の中には意外にも「それって実は犯罪なんだ!」「そんな罪になるの?」という事案があります。今回はそんな例をいくつかご紹介しましょう。

Case 1

マイナスタッドライバーを持ち歩く

マイナスタッドライバーを正当な理由なく所持した場合、①軽犯罪法違反、②特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(いわゆる「ピッキング防止法」)違反、の罪に問われてしまう可能性があります。

①の軽犯罪法には、「正当な理由がなく合鍵のみ、ガラス切りその他、他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」を処罰する規定があります(軽犯罪法第1条3号)。ただ、これについては懲役や罰金の刑がなく、かなり軽い規定にとどまっています。そこで、ピッキングによる住居侵入事件

の増加に伴い、②のピッキング防止法ができました。ピッキング防止法では、ピッキング用具を「特殊開錠用具」として正当な理由のない所持を禁止していますが(同法2条2号、同法3条)、さらにピッキング用具(「特殊開錠用具」でないものであっても、鍵や窓の破壊や建物の侵入に使われるおそれの大きいものは「指定侵入工具」として正当な理由なく「隠して携帯」することを禁じています(同法2条3号、同法4条)。そして、「先端部の幅が0.5センチメートル以上、全体の長さが15センチメートル以上」のマイナスタッドライバーはこの「指定侵入工具」にあたりとされています(同施行令2条1号)。ちなみに、マイナスタッドライバーだけでなく、一定の大きさ以上のボールもこれにあたります。

このような工具を「業務その他正当な理由」がなく、「隠して携帯」した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

もちろん、所持に「正当な理由」があればよいし、「隠して携帯」という状態でなければ犯罪にはなりません。ですので、ホームセンターで購入したものをレジ袋に入れて持って帰るとき



に職務質問されても、それは大丈夫でしょう。あるいは大工さんや電気工事士さんが持ち歩いている分には何も言われません。他方、例えば、理由もなく車のトランクにうっかり積みっぱなしにしていたところ、検問等で発見され、追及される…という事案はありそうです。注意したほうがよいでしょう。

ちなみに、軽犯罪法は34個の罪の類型を定めていますが、なかなか興味深い(つ)ものもあります。ご興味のある方は読んでみてください(インターネットで検索すると出てきます)。



弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuchi Ishida

デジタル地域通貨が 商店街を救う日

はじめに

私の自宅(神戸市内)の近くには、地元密着型の商店街があります。昼網で仕入れた新鮮な魚や、掘り出し物の珍しい野菜が、驚くほど安い値段でお店に並んでいます。この商店街が、日常の行きつけのスポットの1つとなつてい

ます。そうした地域の貴重な財産である多くの商店街が、大型商業施設の増加や宅配サービスの普及により、消滅の危機にさらされています。私は、以前から、商店街を何とか救う方法はないものかと考えていましたが、ニュースで「デジタル地域通貨」のことを知り、「これだ!」と思いました。

デジタル地域通貨とは

デジタル地域通貨とは、「特定の地域の加盟店でのみ利用できるキャッシュレス決済」のことです。キャッシュレス決済といえば、スマートフォンでQRコードを読み込んで使うPayPayなどが有名ですが、デジタル地域通貨は、「特定の地域の加盟店でのみ」利用できることが特徴です。

デジタル地域通貨のメリットは

「特定の地域の加盟店でしか利用できない」というと、「不便そう」というイメージを抱いてしまいます。しかし、この特徴こそが、地域の商業活性化に重要な意味を持っています。

例えば、ある町に、A商店街とB商店街があるとします。A商店街ではデジタル地域通貨「Aポイント」(1円=1Aポイント)を導入し、B商店街ではデジタル地域通貨を導入していませんでした。A商店街のA青果店では、地元農家であるCさんから、B商店街のB青果店が100円で仕入れている野菜を、120Aポイントで仕入れていました。そして、B青果店がその野菜を200円で販売しているのに対し、A青果店では170Aポイントで販売していました。

この例では、一見すると、A青果店が野菜を高く仕入れたうえに安く販売して、損ばかりしているように思えます。しかし、A青果店の店主は、収益として入ってきたAポイントを利用してA商店街でおトクに買い物をするができるわけですから、決して損ばかりではありません。しかも、「Aポイントで安く商品

買える!」という噂が町中に広がれば、町中の住民がA商店街に足を運ぶでしょう。その中には、A青果店に120Aポイントで野菜を売ったCさんも含まれています。CさんがA青果店でよく買い物をするようになれば、A青果店は、Cさんから、「今度おいしい野菜ができたらく安く売ってあげるよ!」という言葉をいただけるかもしれません。こうして、この町には、A商店街を中心とする「ミニ経済圏」が誕生します。

デジタル地域通貨は 商店街向き

デジタル地域通貨は、商店街の商業形態とマッチしています。それは、なぜでしょうか。

例えば、A商店街の近隣にあるスーパーマーケットが、Aポイントを導入したとしましょう。さて、このスーパーマーケットは、Aポイントだけで十分な品揃えを確保することができるでしょうか。おそらく、それはなかなか難しいでしょう。

デジタル地域通貨の 普及は間近に

デジタル地域通貨を商店街で導入しようとする取り組みは、すでに進んでいます。例えば、東京都品川区の戸越銀座商店街では、2020年11月に、100人のモニターを対象に、商店街の店舗限定で利用することのできる「戸越銀座ポイント」の実証実験が行われています。

デジタル地域通貨を商店街で導入する動きは、今後、全国に拡大していくことが予想されます。

デジタル地域通貨と法律

デジタル地域通貨には、大きく2つの形態があります。1つは、現金とデジタル地域通貨を交換して利用することのできるタイプのもので、もう1つは、現金との交換によらずに発行されるタイプのものです。

現金とデジタル地域通貨を交換して利用するタイプの場合、資金決済法の第三者型前払式支払手段に該当するため、発行した人にコンプライアンス体制の整備や情報セキュリティ対策などの厳しいルールが適用されます。一方で、現金との交換によらずに発行されるタイプのものでは、資金決済法の適用対象外となり(デジタル地域通貨の場合、加盟店以外での利用ができない形態であることから、資金決済法にいう暗号資産には該当しないものと考えられます)、導入のハードルが下がります。

もつとも、資金決済法が適用対象外となるタイプのデジタル地域通貨についても、きちんと運用していくためには、利用規約を整備したり、不正利用を防止するための仕組みづくりを考えたりと、様々な法的検討が必要になります。また、ポイント還元のような仕組みで

デジタル地域通貨を流通させようとすると、景品表示法との関係も問題になります。デジタル地域通貨を開発したり、導入したりするうえで、弁護士のサポートが不可欠です。

おわりに

今後、兵庫県内の商店街においてもデジタル地域通貨を活用する動きが広がり、活性化につながっていくことを期待します。

オンライン法律相談サービス「Web Lawyers(ウェブ・ロイヤーズ)」では、資金決済法対応をはじめ、キャッシュレス決済の仕組みを導入しようとする企業様に向けた法務サービスを展開しています。今回の記事に関心をいただけた方は、ぜひ、「Web Lawyers(ウェブ・ロイヤーズ)」のコラムもお読みいただければ幸いです。

オンライン法律相談サービス
Web Lawyers(ウェブ・ロイヤーズ)



<https://web-lawyers.net>

「法律セミナー」のご案内



セミナーにご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー **無料**

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月17日(火)	神戸	11:00
27日(金)	大阪	11:00
9月13日(月)	大阪	11:00
24日(金)	神戸	11:00
10月21日(木)	大阪	11:00
28日(木)	神戸	11:00

●任意後見セミナー **無料**

任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
8月5日(木)	大阪	11:00
11日(水)	神戸	11:00
23日(月)	京都	11:00
9月6日(月)	大阪	11:00
15日(水)	神戸	11:00
27日(月)	京都	11:00
10月4日(月)	大阪	11:00
13日(水)	神戸	11:00
25日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月24日(火)	大阪	11:00
25日(水)	神戸	11:00
9月7日(火)	大阪	11:00
29日(水)	神戸	11:00
10月5日(火)	大阪	11:00
27日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間	日程	場所	時間
8月5日(木)	神戸	13:30	8月6日(金)	大阪	18:00
30日(月)	大阪	13:00	11日(水)	神戸	18:00
9月16日(木)	神戸	13:30	9月10日(金)	大阪	18:00
27日(月)	大阪	13:00	15日(水)	神戸	18:00
10月14日(木)	神戸	13:30	10月8日(金)	大阪	18:00
25日(月)	大阪	13:00	13日(水)	神戸	18:00

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(https://www.miolaw.jp)でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただきます場合があります。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
通話料無料 **0120-7867-30**

みお総合法律事務所からの重要なお知らせ

「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお総合法律事務所は、皆さまに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考:日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf)



オンライン相談を実施

対面での相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安を感じる方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

〈主な対象分野〉

・企業法務(Web Lawyers)

LINEでの受け付け

LINEでの相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスベスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。

〈主な対象分野〉

・B型肝炎給付金請求 ・離婚問題
・アスベスト国家賠償請求

相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

パーティションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーティションを設置して、飛沫を防いでいます。

接触確認アプリ「COCOA」の推奨

全社員の携帯電話(スマートフォン)に、厚生労働省が推奨する、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の導入を推奨しています。

感染判明時の事前マニュアルの整備

社員やご相談者の感染が判明したり、ビルその他テナントでの感染が確認されたときにすぐ対応できるように準備しています。



ご相談者・関係者各位にお願い

1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

公

公正証書とは公証人が作成する公的文书です。公証人とは公証役場で事実や契約などの証明や認証をする公務員のこと、裁判官や検察官などの職についていた法律の専門家から選任されています。私たちが普段の生活の中で公証役場や公証人と関わる機会はないかもしれませんが、街角で「〇〇公証役場」という看板を目にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。いざというときに役に立つのが公正証書です。

公正証書は、公序良俗に反する内容や法令に違反する内容は書くことができません。作成する当事者には意思能力(自分の行為の結果を判断できる能力)が必要です。そして、法律の専門家である公証人が文書の内容に問題がないかリーガルチェックをして、当事者間に違いがないかを確認したうえで作成します。法的にも有効で確実な文書となり、争いを未然に防ぐことができます。

私人間で契約する際に、念書や覚書という書面を作成することがあります。契約は口頭でも成立しますが、後から言い間違いや聞き間違いなどのトラブルが



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

公正証書のススメ

リーガル サポート
インフォメーション
リガサポ!

起きないように文書にしますが、このときに、当事者間で作成した書面ではなく、公正証書しておくことと法律上の効力が備わり、相手にプレッシャーを与えることで履行の可能性が高くなることから、不安や心配の種が減って、安心できるというわけです。

例えば多額のお金を貸した場合や、離婚した際に養育費を長期にわたって受け取る約束をした後に、「貸したお金を返してもらえない!」「子供の養育費の支払いが滞って困った!」

そんな時、公正証書があれば、相手に対して強制執行(財産の差押え)を速やかにすることが出来ます。契約が争われて裁判になったときは確かな証拠の一つになります。金銭の給付に関する契約をする際は、公正証書を作成しておけば、不測の事態が起きたときに、迅速・確実に対処できます。

また、公正証書の利用が多い文書の一つに遺言書が挙げられます。自筆で書いた遺言書が法的な様式を満たしていなかったことが原因で、相続手続きが思うように行えず、相続人間で遺産分割協議をすることになり、その結果、せつかくの遺言者の意思が

実現できなくなってしまうことや、遺言書の改ざんが疑われて、裁判所で遺言書が無効だと争いになることを防ぎます。

その他に、法律上、公正証書の作成が求められているものとして任意後見契約などがあります。備えあれば憂いなし。大切な財産を動かす場合やお金に関する約束をする際は、公正証書があればトラブルに巻き込まれることを防ぐことができます。

公正証書を作成するには公証人の手数料や書類の準備が必要ですが、問題が起きてから、あのときこうすればよかった、知っていたらそうはしなかった、と後悔しないために、リスクを回避して安心・安全な毎日を過ごすために、公正証書の作成をおススメします。

当事務所では、金銭消費貸借契約書をはじめ、離婚給付等公正証書、遺言公正証書や尊厳死宣言、信託契約や任意後見契約など、各種公正証書の作成を承っていますので、どうぞご相談いただければと思います。

次号
予告
顧問税理士 西向が担当します。

読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2021年9月30日(木)
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。



弁護士 田村 由起

「今号のみお人」として所属弁護士を1名ずつ登場させてきました。前号で所属弁護士が全員登場し終わりましたので、今号からは表紙の雰囲気を一変してみようとしたのです。新しい表紙は、いかがでしょうか? いつも、巻末のアンケートでたくさんのお声をお声いただき、本当にありがとうございます!今回は、新しい表紙についてのご感想もお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

※今後、「MO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一顧いただけますようお願いいたします。



たので、動画サイトでコーヒーの淹れ方を調べてやってみます。

まずは、コーヒー粉全体が濡れるくらいにお湯を注ぎ、20秒ほど蒸らします。その後はタイマーと計量器を見ながら、何回かに分けてお湯を注いで出来上がり。うん、美味しい。でももっと美味しくできそう。そうなる道具を揃えてみてください。ネットでいろいろ調べていると、サイフォン式のコーヒーメーカーが目に入りました。思えば私のコーヒー好きは、祖父がサイフォン式で淹れてくれたコーヒーがきっかけでした。抽出時にお湯が上下に行ったり来たりするの、理科の実験のようで面白くて、祖父が淹れ始めると、夢中になって眺めていたのを思い出します。出来上がったコーヒーの美味しさも、部屋中に広がるコーヒーの香りも大好きでした。憧れのサイフォン式、思い切って買ってしまおうかなあ。でも三田坊主になるかなあ...もう少し考えてみようと思えます。

リーガル 事務局通信

こんにちは。京都事務局です。突然ですが、私は大のコーヒー党です。普段はコーヒーメーカーにお任せですが、叔父から趣味の陶芸で作ったドリッパーが送られてきたので、ハンドドリッパーでコーヒーを淹れてみることにしました。

急に思い立ったので必要な道具が無く、コーヒーサーバーの代わりにカップにドリッパーをセットして直接コーヒーを落とすことにし、コーヒーケトルの代わりは、急須で代用することにしました。

なんとかがそれっぽく、道具が揃っ



編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか? さて、本誌をお手に取っていただいた方の中には、「あれ?なんか今までと雰囲気が違う?」とお気づきになられた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。本誌は、当事務所の15周年を記念して創刊したのですが、毎月表紙に

キリトリ線

フリガナ	
お名前	〒
住所	
ご連絡先	()

キリトリ線

郵便はがき

5 3 0 8 7 9 0

1 6 4

料金取扱人杜郵便
大阪北局
承認
1959

差出有効期間
2021年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行

